

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
自治体職員向けQ&A(追加版 Ver3)

令和7年3月27日
こども家庭庁成育局成育環境課

関連 番号	分類	質問	再回答
48 60 91		<p>「例えば、自治体の規則において、転出した場合には妊婦給付認定が自動的に取り消される旨を定めた上で、支給決定通知書においてその旨を明示することが考えられます。」との回答があったが、取消し通知は行政手続法上の行政処分とされており、子子法省令案でも通知しなければならないとされているが、不確定な未来に対する通知は、行政処分の通知の効力を果たしたものになるのか。</p> <p>また、不確定な未来に対する通知にも不服申立ての教示文が必要となるか。</p>	<p>これまでQ & Aでは、妊婦のための支援給付に関する認定、支給決定、取消し等の支給に関する処分にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法施行規則第1条の4の5に基づき通知を行う必要があること、 ・本通知の在り方は自治体において検討しても問題はなく、例えば、認定の際にあらかじめ転居した際には取り消す等の通知を示すことで、自治体の規則において、転出した場合には妊婦給付認定が自動的に取り消される旨を定めた上で、妊婦給付認定通知書においてその旨を明示することで、取消時に転居先まで通知をしなくてもよいこと、 ・通知に際しては、これらの処分が行政処分にあたることから行政不服審査法に基づき教示文を示すこと、 ・一方で、教示文は市町村がそれぞれ作成されているもので差し支えないこと <p>をお示ししてきました。基本的な考え方は、これまでの整理と変わるものではありませんが、総務省と調整の上、「妊婦のための支援給付」の通知と教示文について、改めて以下の通り整理しましたので、お示しいたします。</p> <p>○ 妊婦のための支援給付は、行政手続法第2条第3号における「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分」である許認可には該当しうると考えられるものの、当該者が転出した場合には、住民基本台帳法第24条に基づく転出届の提出をもって、子ども・子育て支援法第10条の10に基づき取り消すものであり、これは行政手続法第2条第4号ニでいう「許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの」に該当し、不利益処分には該当しないものと考えられます。</p> <p>○ 一方で、妊婦給付認定申請の取消の際には、子ども・子育て支援法施行規則第1条の4の5に基づき通知を行っていただく必要がありますが、当該通知は、あらかじめ認定の通知や支給決定通知等において、「転出した場合には取り消す」旨を記載することをもって足りるものとしします。</p> <p>○ 行政不服審査法第82条に基づく教示文については、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン（令和4年6月）総務省行政管理局」において、「申請に対する処分について申請どおりの処分をする場合には、一般に、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるから、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと考えられる。」とされていることを踏まえると、認定の通知や支給決定通知では不要ですが、認定の取消や認定の却下の通知においては必要になります。このため、仮に認定の通知や支給決定通知等において、「転出した場合には取り消す」旨を記載し、取消通知を省略する場合には、「転出した場合には取り消す」旨に加え、行政不服審査法に基づく教示文を記載する必要があります。</p> <p>○ この際、教示文において示すべき「不服申立てをすることができる期間」の開始日については、「転出した日の翌日」としてください。</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） （転出届） 第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。</p>

			<p>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）※平令和 7 年 4 月 1 日施行 （市町村の認定等）</p> <p>第十条の九 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定（以下「妊婦給付認定」という。）は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。</p> <p>（妊婦給付認定の取消し）</p> <p>第十条の十 妊婦給付認定を行った市町村は、妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）が当該市町村以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるときその他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。</p> <p>行政手続法（平成 5 年第 88 号） （定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。</p> <p>四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分</p> <p>ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分</p> <p>ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの</p> <p>五～八 （略）</p> <p>行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号） （不服申立てをすべき行政庁等の教示）</p> <p>第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければ</p>
--	--	--	--

			<p>ならない。</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号） ※令和7年4月1日施行 （妊婦支援給付金の支給に関する事項の通知）</p> <p>第一条の四の五 市町村は、法第十条の九第二項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。</p>
--	--	--	---